

抵当権消滅請求 H21-06-1 《#379》

【問】 正誤をつけよ。

民法第 379 条は、「**抵当不動産の第三取得者は、第 383 条の定めるところにより、抵当権消滅請求をすることができる。**」と定めている。抵当権の被担保債権につき保証人となっている者は、**抵当不動産を買い受けて第三取得者になれば、抵当権消滅請求をすることができる。**

【答え】 誤り

《ポイント》 抵当権消滅請求

抵当不動産の第三取得者は、第 383 条の定めるところにより、抵当権消滅請求をすることができる。（民法 379 条）

主たる債務者、保証人及びこれらの者の承継人は、抵当権消滅請求をすることができない。（民法 380 条）